

食安輸発第0401003号

平成17年4月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

#### 中国産加工食品の取扱いについて

今般、中国国内において、スーダン（着色料）が含まれた加工食品が発見されたとの情報を入手したことから、中国産加工食品であって着色料を使用しているもののうち、スーダンに係る検査実績（輸出国公的検査機関の検査を含む。）がないものについては、輸入者に対してスーダンⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの自主検査の指導を行うとともに、以後継続的に輸入される場合及び着色料が使用される可能性があるものについては、モニタリング計画に基づき、モニタリング検査を実施するようよろしくお願いします。